

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省名：文部科学省

1.第5節 循環型社会を支えるための基盤整備
2.取組の概要
<p>1.「人・自然・地球共生プロジェクト」</p> <p>地球温暖化、有害化学物質等の地球環境問題は、我々人類の社会生活と密接な関連を有し、重大な影響を及ぼす恐れがあることから、その現象を科学的に解明し、適切な対応を図ることが重要である。このため大学をはじめとして各研究機関等の研究資源を活用し、環境分野における研究開発を効率的に推進するため、温暖化予測「日本モデル」ミッション及び水循環変動予測ミッションからなる「人・自然・地球共生プロジェクト」を推進する。</p> <p>2.「一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト」</p> <p>「持続型経済社会」の実現に向けて、産官学の連携・協力により、都市・地域から排出される廃棄物・バイオマスを無害化処理と再資源化（原料化・燃料化）に関する技術開発を行うとともに、要素技術、影響・安全性評価及び経済・社会システム設計に関する研究開発を行い、再資源化技術の実用化と普及を目指す。</p>
3.進捗状況
<p>1.「人・自然・地球共生プロジェクト」</p> <p>気候変動に関する政府間パネル(IPCC)における第4次評価報告書に寄与できる精度の高い温暖化予測を目指して、「日本モデル」の開発(大気海洋結合モデルの高度化、地球温暖化予測結合モデルの開発、高精度・高分解能気候モデルの開発)を推進。</p> <p>日本を中心としたアジア・モンスーン地域における陸水循環過程の解明に向け、水循環モデルの素過程のモジュール開発を実施するとともに、水収支のシミュレーションを行うための0.1度メッシュのGISデータ整備に着手し、高解像度な水循環モデルの開発を推進。</p> <p>平成17年3月には平成16年度研究成果報告会を開催し進捗状況の講評を行ったところであり、「日本のモデル」の開発や広域水循環モデルの開発や水資源予測の素過程のモデル化等が順調に進展しており研究開発は概ね順調に進捗しているとの講評を得た。</p> <p>2.「一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト」</p> <p>リーディングプロジェクト「一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト」として、平成16年度には、前年度に実施した各研究機関等における研究開発のための設備・機器等の構築及びシステムの基本的な設計等をもちいて、システム開発導入を行うとともに実証実験を本格的に開始。高効率ガス化・エネルギー変換に関するプロセス技術開発では、目標としたエネルギー変換効率：従来方式1.1倍を達成した。また、平成17年3月には平成16年度研究成果報告会を開催し進捗状況の講評を行ったところであり、全体的に研究開発</p>

<p>は概ね順調に進捗しているとの評価を得た。</p>
<p>( 第一回フォローアップ時との比較とその評価 )</p> <p>1 . 「<u>人・自然・地球共生プロジェクト</u>」</p> <p>上記の状況に示すように、同プロジェクトは概ね順調に進捗していると判断する。</p> <p>2 . 「<u>一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト</u>」</p> <p>上記の状況に示すように、同プロジェクトは概ね順調に進捗していると判断する。</p>
<p>4.今後の課題・見直しの方向性</p>
<p>1 . 「<u>人・自然・地球共生プロジェクト</u>」</p> <p>温暖化予測の開始に向けたモデル開発・改良が進展し ( IPCC へ温暖化予測計算結果を提出できた等の成果が得られた。 ) 陸水循環過程の解明に向けた高精度な水循環モデルの開発が順調に進展。平成 16 年度に中間評価を実施したところ、引き続き研究開発を着実に推進することとの評価を受けた。</p> <p>2 . 「<u>一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト</u>」</p> <p>引き続き研究開発を推進するとともに、平成 17 年度において、研究計画・評価分科会地球環境科学技術委員会において、プロジェクトの進捗について中間評価を実施予定。</p>

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 総務省（自治大学校）

1.第5節 - 2 循環型社会を支えるための基盤整備
2.取組の概要
地方自治体職員に対して研修を行っている自治大学校において、第1部課程（都道府県及び市の職員を対象）第1部特別課程（第1部課程と同じ）第2部課程（指定都市を除く市町村職員を対象）第2部特別課程（第2部課程と同じ）第3部課程（都道府県及び市町村職員を対象）の5つの課程で、「環境政策論」という研修科目を実施しているところである。
3.進捗状況
各課程において、「環境政策論」の研修科目を実施。
（第1回フォローアップ時との比較とその評価） 平成16年度も計画どおり実施している。
4.今後の課題・見直しの方向性
自治大学校においては、地方分権の推進に伴う地方公務員に対する行政ニーズの変化等に対応したカリキュラムの見直しを行っているものである。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名                      総務省

1.第5節 - 1 循環型社会を支えるための基盤整備
2.取組の概要
<p>地球環境保全・創造事業として、地球温暖化防止対策を充実するとともに、自然と共生可能な地域づくりを図るために地方公共団体において実施される取組を支援するため、ソフト事業に1,900億円程度、ハード事業に500億円程度、地方財政措置を講じた。</p> <p>また、リサイクル推進対策事業として、環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型社会の形成に向けて、地方公共団体において実施される取組に対して、980億円程度の地方財政措置を講じた。</p>
3.進捗状況
<p>(第1回フォローアップ時との比較とその評価)</p>
4.今後の課題・見直しの方向性
<p>地方公共団体が実施する地球温暖化防止対策、自然と共生可能な地域づくりの取組を支援するため、地球環境保全・創造事業及びリサイクル推進対策事業に地方財政措置を講じる。</p>

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 農林水産省

1.第5節 - 循環型社会を支えるための基盤整備
2.取組の概要
<p>(1) . 林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の木質バイオマスの利活用を促進するため、木質バイオマスエネルギー供給施設や、公共施設等における木質バイオマスエネルギー供給施設や、公共施設等における木質バイオマスエネルギー利用施設、林地残材等の効率的な収集・運搬に資する機材の整備等を行う。</p> <p>また、製材業、木材販売業等を営む企業（個人）が、木くずを燃料とする木くず焚きボイラーやダイオキシンの発生を抑制する焼却炉等の導入を促進するために、これら機械設備導入のリース料の一部を助成する。</p> <p>さらに、人や環境に優しく、再生産可能な資材である木材の循環利用を推進するための新技術・新製品の開発を促進する。</p> <p>(2) . 海洋環境等への負荷を低減させるため、水産物の流通加工過程における水産加工残滓等の有効利用及び適正処理を図る再資源化施設、窒素・燐等を除去するための高度な排水処理機能を有する排水処理施設の整備等を実施。</p> <p>水産加工団地から排出される加工残滓等を有効利用し、排出物をゼロにするゼロエミッション型水産加工団地を整備するために必要な残滓処理施設等の整備を実施。</p>
3.進捗状況
<p>(1) . 27地域において木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を実施。</p> <p>民間企業等に対する公募方式により、木質廃棄物の抑制・再利用等環境負荷の少ない木材加工や木材利用等に関する技術開発を5課題選定し、実施。</p> <p>*平成15年度*</p> <p>23地域において木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を実施。</p> <p>8企業に対して木くず焚きボイラー等の導入に対するリース料の一部助成を実施。</p> <p>民間企業等に対する公募方式により、木質廃棄物の抑制・再利用等環境負荷の少ない木材加工や木材利用等に関する技術開発を3課題選定し、実施。</p> <p>(2) . 平成16年度は、2地域において水産廃棄物の再資源化施設の整備を実施。</p>
(第1回フォローアップ時との比較とその評価)
(1) . 木材産業における木質資源利用ボイラーや発電機などの木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備は増加しており、木質バイオマスのエネルギー利用が推進された。

(2) . 平成 1 5 年度 ( 第 1 回フォローアップ時 ) に 3 件、今回は 2 件の施設整備を実施。今後も循環型社会を支えるための水産廃棄物等処理施設の整備を推進する必要がある。

#### 4.今後の課題・見直しの方向性

(1) . 木質バイオマスエネルギー利用施設等や木くず焚きボイラーの整備、木材の循環利用推進のための技術開発等を今後もさらに進めていくことが必要である。

(2) . 「漁業経営構造改善事業」、「高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業」、「沖縄県水産業拠点強化構造改善特別対策事業」、「水産物産地流通加工施設高度化対策事業」は平成 1 6 年度で終了し、平成 1 7 年度からは同事業を「強い水産業づくり交付金」に統合して実施。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省名 経済産業省

1.第5節 循環型社会を支えるための基盤整備
2.取組の概要
<p>エコタウン事業は、地域の産業蓄積等を活かした環境産業の振興を通じた地域振興、及び地域の独自性を踏まえた廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を通じた資源循環型経済社会の構築を目的とし、既存の枠にとらわれない先進的な環境調和型まちづくりを実現するために地方公共団体が主体となり、地域住民、地域産業と連携して取り組むもの。</p> <p>具体的には、それぞれの地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン」を作成し、そのプランが他の地方公共団体の見本(モデル)となりうると認められた場合、経済産業省及び環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体及び民間団体が行う循環型社会形成に資するリサイクル施設整備事業(ハード事業)及び普及啓発や情報提供事業(ソフト事業)に対し財政支援を実施。(ソフト事業は平成16年度限りで廃止)</p>
3.進捗状況
<p>本事業の実施により、これまで24地域のエコタウンプラン(環境と調和したまちづくり計画)を承認、併せてプラン中の56中核リサイクル施設整備事業(環境省補助分を含む)及びソフト事業に対し財政支援を実施(平成17年8月現在)。</p>
第1回フォローアップ時との比較とその評価
<p>昨年度に比べて、承認地域が3地域増加(20地域→23地域)、補助施設数が11施設増加(45施設→56施設)すると共に、ソフト事業は累計で99事業に対して支援を実施しており、リサイクルの進展及び先進的な環境調和型まちづくりに寄与している。</p>
4.今後の課題・見直しの方向性
<p>16年度からリサイクル施設整備事業(ハード事業)においては、リサイクル技術の先進性に加え、地域の産業インフラ、人材、技術、市場等の地域資源を有効に活用した、より高い事業安定性と持続可能性を有する事業について支援する等、制度の変更を行った。</p> <p>また、補助金交付施設の現状の把握、評価を行い、新たな課題(処理困難物のリサイクル、アジア域内の資源循環)に対応できるよう見直すことが必要。</p>

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 国土交通省

1.第5節 - 循環型社会を支えるための基盤整備
2.取組の概要（静脈物流システムの構築） リサイクルを促進し、循環型社会の構築を図るため、海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークを構築し、循環資源の全国規模での広域的な流動を促進するとともに、臨海部においてリサイクル産業の拠点化を進め、総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の形成を促進する。 循環資源国内輸送コスト低減率 目標値：平成14年度比約1割減（H19年度）
3.進捗状況 ・平成15年までに、18港をリサイクルポートに指定し、重点的に静脈物流基盤の整備を行っている。 ・静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会との連携を促進している。 ・港湾における循環資源の取扱いに関するガイドラインを作成した。 ・民間事業者が行う循環資源取扱施設の整備に対し、低金利の融資により支援する。 ・民間団体が整備する建屋・ストックヤード等の保管機能施設の整備を促進する。  平成16年度の実績値は平成14年度比約7%減であり、海上輸送による輸送コスト低減に進展が見られる。静脈物流拠点とネットワークの形成による効果の発現が今後期待される。  （第1回フォローアップ時との比較とその評価） 平成15年度実績値は平成14年度比約2%減であり、進展が見られる。
4.今後の課題・見直しの方向性 官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進するほか、港湾における静脈物流拠点形成支援制度の拡充を検討していく。



# 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省名：国土交通省

1.第5節 - 循環型社会を支えるための基盤整備
2.取組の概要（静脈物流システムの構築）
<p>国では国土形成のテーマとして、生活環境の改善や新たな付加価値の創出による都市の再生・活性化を掲げ、都市再生本部を設置し、大都市圏においてのゴミゼロ型都市への再構築を進めることを目指した都市再生プロジェクトを推進している。その一環として、国及び七都府県市からなる「首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会」が設置され、平成14年に検討結果である「東京圏におけるゴミゼロ型都市の再構築に向けて」を発表し、その中で静脈物流システムの検討が今後の課題として上げられた。</p> <p>都市再生本部及び首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会における議論を踏まえ、平成14年度においては、首都圏におけるリサイクル拠点間の輸送等の実態把握及び環境負荷低減型の静脈物流システムのあり方について検討を行い、特に鉄道の活用に焦点を当てながら、同システムの構築における課題と対応策について、その具体化を図った。</p> <p>平成15年度においては、平成14年度に行った首都圏を対象とした調査研究の結果を踏まえ、京阪神圏を対象としたゴミゼロ型都市のための静脈物流システムの構築を目標とした調査を実施した。</p>
3.進捗状況
<p>平成15年度の「ゴミゼロ型都市形成のための静脈物流システム構築に関する調査」については、京阪神圏における廃棄物の流動状況や輸送手段等の実態把握に努めるとともに、効率的かつ環境負荷低減型の静脈物流システムのあり方について検討を行い、同システムの構築における課題と対応策について、特に海運の活用に焦点を当てながら、その具体化を図った。</p>
4.今後の課題・見直しの方向性
<p>「ゴミゼロ型都市形成のための静脈物流システム構築に関する調査」については、環境負荷低減に資する静脈物流を具体化していくためには、官民が協力して進むことが必要であり、官民が情報交流を深めつつ連携・協力することによって、本調査研究で提示した静脈物流を発展させていくことが期待される。</p>

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省名 環 境 省

1.第5節 - 循環型社会を支えるための基盤整備
2.取組の概要
循環型社会を支える基盤施設を整備し、廃棄物のリサイクルや適正処理を推進するため、地方自治体等によるリサイクル施設、焼却施設、最終処分場等の廃棄物処理施設の整備事業に対し、国庫補助を行った。
3.進捗状況
平成16年度は、循環型社会の形成に資するリサイクル関連施設やごみ焼却施設等の廃棄物処理施設整備事業について、PFI手法を用いた6事業を含め288事業に対し国庫補助を行った。
(第1回フォローアップ時との比較とその評価)
平成15年度と比較すると、PFI手法を用いた事業を含め、採択事業件数が増加しており(平成15年度実績:PFI手法を用いた4事業を含めた261事業)、循環型社会の基盤となる一般廃棄物処理施設の整備を推進した。
4.今後の課題・見直しの方向性
循環型社会形成に対する取り組み状況を踏まえ、国の支援により、PFI手法など様々な手法を活用して循環型社会の基盤を支える廃棄物処理施設の一層の整備を図る。 このため、平成17年度予算において、三位一体改革の一環として、廃棄物処理施設整備費補助金を廃止し、新たに循環型社会形成推進交付金を創設した。本交付金は廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を生かしながら国と地方公共団体が協働して広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としており、補助金と同様にPFI手法などを活用できることとしている。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 環境省

1.第5節 - 循環型社会を支えるための基盤整備
2.取組の概要
一般廃棄物処理の現状及び施策の効果を把握するため、全国の市町村等を対象に「一般廃棄物処理事業実態調査」を毎年実施している。
3.進捗状況
平成16年度は、平成14年度の一般廃棄物処理事業及び一般廃棄物処理施設に係る実態調査を全国の市町村等を対象に実施し、取りまとめた結果を平成17年1月に環境省ホームページ等において公表した。
(第1回フォローアップ時との比較とその評価)
調査結果の公表時期の早期化(2か月間)を実現した。
4.今後の課題・見直しの方向性
今後とも、一般廃棄物処理事業の実態に関する情報を国民に迅速かつ的確に提供できるよう、調査票配布・回収・集計作業の効率化及び公表時期の早期化に努め、調査対象年度の翌年度中にデータの公表を行うよう取り組むこととする。 平成15年度実績：平成17年9月目途公表 平成16年度実績：平成18年3月目途発表

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省名 環境省 廃棄物・リサイクル対策部

1.第5節 循環型社会を支えるための基盤整備
2.取組の概要：産業廃棄物処理施設モデル的整備 公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、平成12年度より、「産業廃棄物処理施設モデル的整備事業」により、都道府県、PFI事業者または廃棄物処理センターが行う産業廃棄物の最終処分場等の施設整備に対して国庫補助を行っている。
3.進捗状況 平成16年度においては、3事業者が整備する産業廃棄物の管理型最終処分場及び1事業者が整備する産業廃棄物の焼却施設に対して国庫補助を行った。  (第1回フォローアップ時との比較とその評価) 引き続きモデル的な設備整備を支援することにより、今後の模範となる産業廃棄物処理施設の整備の推進及び不適正処理の防止を図っている。
4.今後の課題・見直しの方向性 今後もこれまでどおり推進の方向

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省名 環境省 廃棄物・リサイクル対策部

1.第5節 - 循環型社会を支えるための基盤整備
2.取組の概要： 産業廃棄物処理の現状把握
産業廃棄物処理の現状及び施策の効果を把握するため、都道府県を対象に「産業廃棄物排出・処理状況調査」を毎年実施している。
3.進捗状況
平成16年度は、平成14年度における産業廃棄物排出量について、都道府県別に調査して推計し、種類別、業種別に排出量を推計し、また産業廃棄物の再生利用量、中間処理量、最終処分量等の処理状況について、都道府県別に調査し、種類別に処理状況を推計した。
4.今後の課題・見直しの方向性
今後とも、産業廃棄物処理事業の実態に関する情報を国民に迅速かつ的確に提供できるよう、調査票配布・回収・集計作業の効率化及び公表時期の一層の早期化に取り組む。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省名 環境省 廃棄物・リサイクル対策部

1.第5節 循環型社会を支えるための基盤整備
2.取組の概要
NPO/NGO や事業者が地方公共団体と連携して行う循環型社会の形成に向けた取組で、他の地域のモデルとなるような事業を公募して社会実験として実証事業を行うことにより、循環型社会の形成に向けた地域からの取組の展開を促進する。
3.進捗状況
平成16年度は61件の新規事業と4件の継続事業の応募があり、以下の5件の事業を採択して実証事業を実施した。 【新規事業】 ・オフィス家具のリファーマッシュ実証モデル事業 ・不用消火器の回収システム構築及び肥料化事業 ・エコレストランシステム実証モデル事業 【継続事業】・南九州における900ml茶びんの統一リユースシステムモデル事業 ・エコマネーを利用した有機性循環資源リサイクル事業
(第1回フォローアップ時との比較とその評価)
引き続き事業を実施し、循環型社会の形成に向けた地域からの取組を推進している。
4.今後の課題・見直しの方向性
引き続き平成17年度も事業を公募して実施する。 なお、採択事業については、概要をとりまとめて循環白書やwebマガジン Re-Style において紹介している。

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省名 環境省 総合環境政策局

1. 第5節 循環型社会を支えるための基盤整備
2. 取組の概要： 地域における環境パートナーシップの形成 循環型社会の形成に向けた地域づくりという観点から、地域における NPO・NGO などの様々な主体による協働の取組が重要なことから、その基盤づくりに努めるとともに、先駆的な取組を支援していく。
3. 進捗状況 環境調査研修所においては、国及び地方公共団体における職員等の環境教育・環境学習に関する資質の向上のためにこれまでも環境教育研修、環境パートナーシップ研修等を実施してきており、今後も検討を続け内容の充実を目指す。地域における環境パートナーシップ形成については、その拠点として、地方環境パートナーシップオフィスを全国に設置しているところ（16年度は、中部・近畿・中国に設置。17年度は北海道・東北に設置予定）。
（第1回フォローアップ時との比較とその評価） <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地方環境パートナーシップオフィスを全国に整備していく過程で、地域でのパートナーシップ促進の動きが生まれている。</li><li>・ 16年度より開始した環境パートナーシップ研修については、研修生による評価は高い。</li></ul>
4. 今後の課題・見直しの方向性 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 今後も環境教育及びパートナーシップに関する研修コースの充実に取り組んでいく予定。</li><li>・ 地方環境パートナーシップオフィスを全国に整備し、環境パートナーシップの全国的なネットワークの形成を促進する。</li></ul>

## 「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 経済産業省

1.第4節 - 6 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現
2.取組の概要
<p>相次いで発覚している不法投棄事件を踏まえ、これまでの数次にわたる廃棄物処理法の改正により排出事業者に対する責任が強化されてきた。特に青森・岩手県境で発生した不法投棄事件では、過失のあった排出事業者に対し、社名の公表や原状回復の措置命令が発せられた。こうした法律違反は、企業ブランドイメージの低下等を通じ、企業経営に多大な影響を与える事態に発展する可能性がある。したがって、自社から排出された廃棄物が不適正に処理されないよう、排出事業者は廃棄物の適正処理を経営上の重要課題として認識し、廃棄物問題に単なる法令遵守（コンプライアンス）の観点からだけでなく、企業の社会的責任の観点からも積極的に取り組むことが必要である。</p> <p>このため、資源の有効利用推進や循環型社会の形成といった観点に加え、廃棄物問題に企業経営の観点からいかに取り組むべきか、という観点から、「廃棄物・リサイクルガバナンス」という新しい概念を盛り込み、ガイドラインを改訂した。</p>
3.進捗状況
<p>具体的には、以下3つの視点を示した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 経営者から全従業員までを含む全社的な体制によって、企業（排出事業者）が廃棄物等の適正処理・リサイクルに取り組むこと。</li><li>(2) 関連企業、取引先企業や廃棄物等の処理・リサイクル業者等の広範な関係者と連携して体制を構築することにより、廃棄物等の適正処理・リサイクルを実践すること。</li><li>(3) 自らの取組を顧客・消費者や投資家、地域社会へ情報発信し、情報を共有することで、取組の一層の推進を図ること。</li></ul> <p>また、廃棄物・リサイクルガバナンスの概要をまとめたパンフレットの作成等普及啓発活動を通じて、企業における廃棄物の適正処理およびリサイクルの推進に取り組んでいるところ。</p>
(第1回フォローアップ時との比較とその評価)
4.今後の課題・見直しの方向性
<p>今後も事業者の依頼に応じた講演やパンフレットの配布等を通じて、廃棄物・リサイクルガバナンスの概念の普及に努めていく。</p>